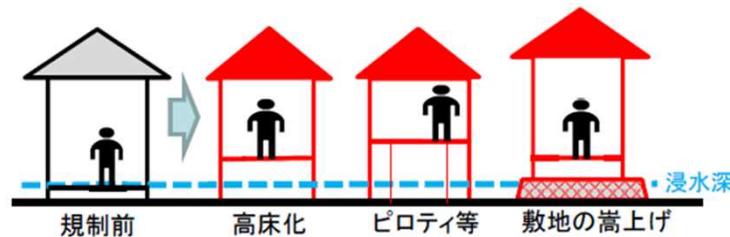


【都市計画法】

■地区整備計画における地区施設の追加等 **法改正関係(7月15日施行)**

- 地区施設に、街区における防災上必要な機能を確保するための避難施設、避難路、雨水貯留浸透施設等を追加
- 地区整備計画において、建築物の敷地の地盤面の高さの最低限度及び建築物の居室の床面の高さの最低限度を定めることができるよう追加



都市計画区域内のみ適用可

【建築基準法】

■災害危険区域

- 法第39条において、地方公共団体が津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定し、区域内における住居の用に供する建築物の建築を制限
- 県内では、田辺市と新宮市が市の条例により、熊野川の出水による災害を未然に防止する目的で、住居の用に供する建築物は、一定の条件を満たすもの(地盤高さ、床面高さ)以外、建築を禁止

都市計画区域内外問わず適用可